

# 発達のなかの

## 煌めき

### 第Ⅱ部

#### 発達的共感が創り出す実践

—歴史に学び、今をみつめ、  
未来を創る

#### 白石正久 白石恵理子

しらいし まさひさ／1957年、群馬県生まれ。小児科病院の発達相談員などを経て、現在龍谷大学名誉教授。

しらいし えりこ／1960年、福井県生まれ。大津市発達相談員などを経て、現在滋賀大学教育学部教授。

#### 幼児のための通園施設の誕生

今日の乳幼児の療育を担う児童発達支援には、児童発達支援センターと児童発達支援事業所があります。かつての「精神薄弱」（現在の知的障害）児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設が障害種別を越えて児童発達支援センターとなり、通園事業、児童デイサービスと称された地域の療育の場が、児童発達支援事業所になりました。

「精神薄弱」児通園施設は、障害のある子どもが義務教育から排除されていた時代に、六歳以上、就学猶予・免除、「痴愚」（当時の知的障害の程度区分。中等のこと）の児童にのみ通所が許されました。粘り強い運動によって、一九七九年からの養護学校義務制が決まり、「六歳以上」という制限も一九七四年に撤廃されました。

広島県福山市の「こぶしの村福祉会・草笛学園」は一九七三年に、「この子らにも保育の場を」というねがいを受け、県の東部初の「精神薄弱」児通園施設として開設されました。

学園には、年齢制限が撤廃されても、就学猶予された学齢児が措置されていま

した。職員は実践づくりとともに、この学齢児の就学保障に取り組んだのです。小学校の「特殊学級」（現在の特別支援学級）への就学を求めるものでしたが、障害の重い園児の就学は困難を極めました。しかし、学校の門をこじあける思いで、その就学を実現していくのです。

『障害児の保育保障——通園施設草笛学園の実践』（ミネルヴァ書房）は、五年前の実践をまとめ一九七八年に公刊されました。編者の茂木俊彦さん（元東京都立大学総長・全障研全国委員長、共同研究の当時は広島大学助教授）は、その年間保育計画と日課について、「少なくとも一才半～二才の発達の質的転換をなしどうた障害児の保育内容と日課は、本書で述べられたものの精密化という線上で考えていくことができるのではない

か」とコメントしています。

仲間とともに日課を創る子どもたち

保育所や入所施設に学び、草笛学園の「初年度の日課」は次頁の表のようになります。学齢期ならば、日課は学校の時間割とほぼ等しいものです。しかし幼稚期は、食事、排泄、睡眠などの生理的リズムが獲得されていく途上にあり、午

睡を欠かせない子もいます。昼食だけでなく「おやつ」での栄養補給も必要です。その間に遊びをはじめ、様々な活動に取り組みます。幼児の日課は、障害の有無によらず生活時間そのものなのです。

「初年度の日課」をスタートしてみると、午後の「おやつ」から「おかえり」の準備にかけて、子どもを急かしてばかりいることに気づきました。先生たちは、おとなとの違いだけで子どもを動かそうとする無意味さを感じました。絵本を読み、手あそびをして、楽しくゆっくり「また明日ね」が言える時間にしたいと思いました。

「おやつ」は、朝、ミルクを飲むことで補うことになりました。するとそれまでは、「お便り帳」をカバンから出して園庭に出て行こうとしていた子どもたちも、「ミルクの時間」のために教室に集まりだしました。そして友だちに配り、笑顔を交わしながら飲むようになったのです。その姿は「仲間意識」が育ちつづることを感じさせるものでした。

けつきよく「ミルクの時間」も、その後の自由遊びの大切さに気づいて無くして、自分たちの教室とクラスの仲間を意識するようになっていました。

夏は、いさぎよく「水遊び」を中心の日課にして、遊ぶことへの気持ちをいつそう高め、水や道具を介して友だちと関わるようになりました。